

## 農政産業観光委員会会議録

日時 令和3年6月30日(水) 開会時間 午前 9時58分  
閉会時間 午後 3時23分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鷹野 一雄  
副委員長 大久保 俊雄  
委員 河西 敏郎 山田 一功 浅川 力三 宮本 秀憲  
白井 友基 山田 七穂 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 小林 厚 産業労働部理事 内藤 裕利 産業労働部次長 丹沢 竜  
労働委員会事務局長 渡辺 真太郎  
産業政策課長 山岸 ゆり 成長産業推進課長 若月 衛 産業振興課長 三科 隆人  
労政雇用課長 渡辺 一秀 産業人材育成課長 入倉 由紀子  
労働委員会事務局次長 深澤 恵子

観光文化部長 赤岡 重人 観光文化部次長 内藤 卓也  
観光文化部文化振興監 村松 久 観光文化政策課長 小泉 嘉透  
観光振興課長 三井 博志 観光資源課長 三嶋 豊博  
世界遺産富士山課長 和泉 正剛 文化振興・文化財課長 河野 公紀

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 清水 一也 農政部次長 三井 一  
農政部技監 中村 毅 農政部技監 武井 和人  
農政部参事(農業技術課長事務取扱) 斉藤 修  
農政総務課長 渡邊 喜彦 担い手・農地対策課長 功刀 徹  
販売・輸出支援課長 石川 英仁 果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎  
畜産課長 渡邊 聡尚 食糧花き水産課長 近藤 隆  
農村振興課長 雨宮 真一 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 中澤 宏樹 企業局長 高野 雄司 企業局総務課長 雨宮 俊彦  
企業局電気課長 功刀 稔永 企業局新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

議題（付託案件）

- 第65号 山梨県中山間地域農村活性化基金条例中改正の件  
第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの  
第106号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの  
承第4号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款  
承第6号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款  
承第7号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

請願第3-5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第3-5号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、観光文化部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前9時58分から午前11時5分まで産業労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ、午前11時20分から午前12時35分まで観光文化部関係、休憩をはさみ、午後1時28分から午後2時30分まで農政部関係、休憩をはさみ、午後2時45分から午後2時50分まで企業局関係の審査を行い、午後2時53分から午後3時23分まで観光文化部（所管事項）の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金について）

河西委員 産の5ページ、新型コロナウイルスワクチンの副反応休業助成金についてお伺いしたいと思います。

コロナウイルスの感染拡大を防止するために、県の接種率目標を70%以上としているわけでありませけれども、接種を促進するために、働いている人や個人事業主が副反応で休んだ場合に収入が得られないことなどを心配して接種をためらうことがないようにつくられた制度だと理解をしております。

そこでお伺いいたしますけども、この助成の対象者、また日数などの制度について、改めて説明をお願いしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 ワクチン接種後の副反応と思われる症状によりまして休業した方で、その休業期間中、給与や事業所得、休業手当金など、給与や事業所得の補填に当たる公的な給付金などが得られない方を対象としております。

接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち、休業した日を対象といたしまして、1日につき4,000円、1回の接種で最大8,000円を助成する制度となっております。

河西委員 助成金額、助成の日数はどのような基準で決めたのかお教えてください。

渡辺労政雇用課長 助成金額は、休業手当の算出方法を参考にいたしまして、新型コロナウイルス対策の休業助成金と同額の4,000円としております。

助成の対象日でございますが、先行接種者を対象といたしました調査結果によりますと、副反応は接種日の翌日に最もあらわれやすく、その翌日にはおさまるとされているため、接種を受けた日から翌々日までの連続した2日間としたところでございます。

河西委員 個人事業主やアルバイトなど、多業種の県民が対象と考えられるわけですが、周知をすることが大変大事だと思っております。周知や申請書の配布はどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 対象者が広範囲にわたりますことから、多くの県民の皆様には情報が届くよう、県広報誌の「ふれあい」、県ホームページ、県民センターや市町村窓口だけでなく、経済団体にも個別に訪問して依頼をさせていただいて、各企業へのリーフレットの送付をお願いしているところでございます。

また、申請書類はインターネットでもダウンロードできるほか、県民センター、それから市町村の窓口で配布をしております。

河西委員 いろんな方法で周知していただいているとのことではありますが、現在、相談件数や申請状況はどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

渡辺労政雇用課長 6月7日の相談窓口の設置以降、先週6月25日の金曜日までに相談が95件、申請が23件となっております。

河西委員 この助成制度が活用され出したことを承知いたしました。この制度を上手に活用して、接種により仕事を休むことへの不安を和らげながら、集団免疫の獲得につなげていただきたいと思います。

宮本委員 新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金について、支給の仕方についてお伺いします。

労働者、個人事業主のうち、公的な給付金等が支給されない者と書いてありますが、要するに、個人で支給の申請をするのか、あるいは労働者と書いてあるということは雇用主が申請してくれるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 労働者の方から申請をしていただく仕組みになっております。

宮本委員 個人で申請するとのことで、先ほどの周知が大切という話につながるとは思いますが、もう一つ、申請を個人がするというので、ネットでダウンロードとありましたが、ネットで申請ができるということですか。それとも紙をダウンロードして、それを持ってくのか、どんな感じですか。

渡辺労政雇用課長 やまなし暮らしネットという電子申請のシステムがありまして、そちらで申請をして、必要書類を添付していただければ申請ができるようになっております。

(G I 「山梨」日本酒・ワインプロモーション事業費について)

宮本委員 続けて、産の4ページのG Iのところですが、ウェブ広告の配信等とありますが、これはどういうネット広告を、ユーチューブなのか、あるいはアフィリエイトして、グーグルのアドセンスみたいなものを使うのか、どういうイメージで広告を検討されているのか教えてください。

三科産業振興課長 SNSへの配信につきましては、委員から指摘がありましたように、いろいろ方法があると思います。この内容につきましては、今からプロポーザルを行いまして、その提案を参考にしながら決めていきたいと思っております。何より重要なことは、G Iを取ったことが皆様に伝わることだと思っておりますので、そのような広告を意識して選定を進めてまいりたいと思っております。

宮本委員 今の時点で何となく想定はされていますか。

三科産業振興課長 ただ単にSNSに広告を流すだけだと、素通りしてしまうことがありますので、ポイントとしましては、それぞれの組合の販売ページに結びつける、この辺を重視した仕組みをつくっていきたくて考えております。

(ジェットロ山梨貿易情報センター負担金について)

宮本委員 三科課長は承知だと思いますが、酒関係を検索すれば、そこに出てくるのは、当然AIのアルゴリズムの中であるわけですから、ぜひその辺をしっかりと狙っていただいて、PRするところにピンポイントで行けるようお願いしたいと思っております

もう一個最後に産の2ページのジェットロについてお伺いしたいですけれども、コロナ禍でジェットロの機能は、この1年数カ月非常に困難の中にあるかと思っておりますが、当然負担金は払い続けて信頼関係をつくりつつ、またコロナの明けた後にいろいろ動いていただくことが前提だとは思いますが、このコロナ禍でジェットロに対して何をお願い

し、実際この1年と数カ月はどういう活動をジェットロにさせていただいていたのか、教えていただければと思います。

若月成長産業推進課長 ジェトロの活動につきましては、大きく分けまして貿易投資相談、セミナー・勉強会の情報提供、また、商談会・展示会など実際に仕事に結びつくものがございます。

まず、貿易投資相談につきましては、事務所開所以来、年平均400件は超える相談がコンスタントにございまして、昨年度令和2年度につきましても、今までとそれほど遜色のない件数の相談を受けているところでございます。

また、セミナー・勉強会については、海外展開に必要な質の高い現地情報をジェットロの国際ネットワークを活用いたしまして提供することになりますが、コロナ禍におきましてはウェブによるセミナーを開催いたしまして、昨年度は15回開催しております。前年の令和元年度に比べると件数は落ちていることとなります。

また、商談会・展示会につきましては、本県の産業実態に適合しました海外バイヤーを招聘して行う商談会、海外見本市への出展のあっせん、海外の企業グループを派遣して商談会の開催がでございます。

海外の展示会・商談会につきましては、ウェブによる開催によりまして、35社参加をいたしまして、誓約件数が50件、契約金額が約5,000万円ということで、5,000万円という数字は、山梨県にジェットロが設置されてから過去最高の金額になっております。海外バイヤーの招聘につきましては、海外の渡航が非常に制限されておりましたので、実績は非常に落ちているところでございます。

(「ジャパンジュエリーフェア2021」開催支援事業費補助金について)

臼井委員

産の4ページ、「ジャパンジュエリーフェア2021」開催支援事業費補助金について、国内最大級の展示会とのことでありますが、ジュエリー県である本県にとって、極めて大切なフェアだと感じています。まず概要を教えてくださいましたらと思います。

三科産業振興課長 ジャパンジュエリーフェアは、世界最大規模のジュエリーフェアである香港ジュエリーフェアを主催するインフォーマーマーケットジャパンと日本ジュエリー協会が共同プロジェクトとして開催する国際的なトレードショーとなっております。

これまでは、東京ビッグサイトで開催しておりましたが、今回東京オリンピック・パラリンピックと重なることで都合がつかないため、日本で有数の宝飾産業の集積地であります山梨県に注目していただきまして、開催することになりました。

フェアにつきましては、県内外から215社の宝飾事業者が参加するとともに、約5,000人のバイヤーが参加し、まさに国内最大級のトレードショーにふさわしい内容となっております。

臼井委員

本当にすばらしい大きな展示会とのことであります。オリンピックの関係で、山梨県で開催されるとのことで非常に意義のあることだと思っています。

また、山梨県のジュエリーを国内外にPRするチャンスにもなると思います。

県では、今回のフェアの開催に助成をするとのことですが、その助成の具体的な内容

をもう少しお聞かせいただけたらと思います。

三科産業振興課長 県では、今回の共同主催者であります山梨県水晶宝飾協同組合に助成することにしております。具体的な助成内容につきまして、まず、商談スペースや飲食スペースを屋内に確保するための会場費に助成することで、バイヤーの長期滞在を促し、県内事業者の販路拡大あるいはジュエリー産地の魅力のPRに使いたいと思っております。

また、会場内に産地ブランドでありますクーファーやシンプリッチ、こちらの商品を展示することによりまして、山梨県の宝飾産業の技術の高さを国内外にPRしていきたいと考えております。

加えまして、組合が行います感染症防止対策に対し助成をいたしまして、参加者の安全確保を図ることとしております。

そのほか、金額にあらわれていない部分ですけれども、今回のフェアが初めての地方開催で、山梨県の観光や産地の物産をPRするよい機会だと考えておりますので、庁内の関係課あるいは甲府市、商工団体等と連携して最大限の効果を得られるように努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 海外からバイヤーの方などいろんな関係者がいらっしゃると思いますが、感染防止対策を具体的にどうやるのか、もう少し教えてください。

三科産業振興課長 感染防止策につきましては、主催者で実施するものと会場であるアイメッセで定められたものとあります。主催者で実施するもので、助成の対象とするものとしましては、飲食スペース等のアクリル板の設置、入り口での消毒、検温、また、会場内に人を設置しまして、きちんと感染防止対策ができていないかチェックをすることを予定しております。

加えて、会場のアイメッセでは、1日の最大人数を4,000人に限るなど条件がありますので、主催者と会場で調整をして、感染防止対策を万全にして、どなたにも感染がないような対策を進めて開催していくと聞いております。

臼井委員 このフェアで得られるいろいろな成果があらうかと思えます。実際に次にしっかりと生かしていくことが必要だと思います。来年4月には甲府ジュエリーフェアが国際展示会としてリニューアル開催されると聞いていますが、しっかりとそういうところに生かしてもらいたいと思えます。

この甲府ジュエリーフェアの内容についても、わかれば教えていただきたいと思います。

三科産業振興課長 甲府ジュエリーフェアにつきましては、今までは国内の市場をターゲットとしまして、水晶宝飾協同組合で実施してきたところでありますが、来年度からは本県が世界的にも類を見ないジュエリーの産地でありますので、国際展示会にリニューアルすることとしております。

高度な加工技術や産地ならではの情報を武器にしまして、アジア圏を中心とした海外

需要を取り込んで、新たな販路拡大、あるいはジュエリー産地山梨の情報発信などの効果を狙って国際展示会にすると聞いております。

県といたしましても、今回のジャパンジュエリーフェアの効果を一過性のものにせず、来年度の甲府ジュエリーフェアにつなげられるように、組合と連携をとりながら取り組みを支援してまいりたいと考えております。

臼井委員 今回の非常に大きな展示会に県としてもしっかり助成をして対応されるということであり、また、甲府ジュエリーフェアもあります。これも非常に大きな展示会で、私も行ったことがあります。本当に大勢の方が来るので、しっかりとジャパンジュエリーフェアから甲府ジュエリーフェアにつなげていただく。そしてコロナ禍で大変な思いをしている宝飾業の皆様の後押し、応援がしっかりできるように、ぜひこの事業を一つ契機にさせていただいて、今後もジュエリー産地、ジュエリー業界をサポートしていただくことを期待しまして質問を終わりたいと思います。

(新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金について)

山田(七)委員 産の5ページ、新型コロナウイルスワクチンの副反応休業助成金について関連で質問させていただきます。

こういったセーフティーネットがあることによって、安心してワクチンが受けられるので、周知をしっかりと、利用する方が大勢出てくれればありがたいと思いますが、申請の条件は、休みましたという医療機関の診断書などがないと受理されないのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 副反応が発現したことの条件として、医療機関の診断書が必要かというお尋ねだと思いますけれども、これにつきましては、診断書の提出は不要としております。

山田(七)委員 コロナワクチンを接種して、出る副反応は発熱、痛み、だるさということで、これが間違いなくワクチンの副反応だとわかれば、病院も行かないので、診断書がないことは非常にありがたいと思います。

もう一つは、労働者、個人事業主という文言がありますが、労働者であれば会社に雇用されているので会社が休んだ証明を出してくれると思いますが、個人事業主の場合、店を閉めているか閉めていないかわからないですね。シャッターは開けているけれど、打った本人はちょっと調子が悪くて、その家族が店をやっているという話になったときに、この休業か休業じゃないという判断は、どこで判断をすればいいですか。

渡辺労政雇用課長 個人事業主の方が申請する際に、休業の確認をどのようにするかというお尋ねだと思います。

これにつきましては、個人事業主の方はコロナの副反応で何月何日仕事を休みましたという申し立てをしていただきます。それで誓約をしていただいて、それに基づいて申請書に書いていただき、支給をすることとなっております。

山田（七）委員 性善説に立って言わせてもらえれば、シャッターを閉めてお店を休みましたと申請をしてくればいいですが、コロナでなかなか経済的に厳しい状況の中で、店を開けていても休んだと言って受給する、それがいいか悪いかは別問題ですけれども、ほとんど個人商店主は、ワクチンを打ったら副反応が出て2日間お店を休みましたよって言えば、もう漏れなくもらえる、そういうことですか。

渡辺労政雇用課長 申請書に休んだ日を書いていただいて、必ず収入が減ったことを申し立てしていただきますので、その申し立て、収入が減ったことが確認できないものにつきましては、事務局のほうで確認をさせていただくことになろうかと思っております。

山田（七）委員 収入が減ったことの証明は、一日一日の売り上げで判断するのか、それとも1カ月の収入で判断するのか、月でやるとなると、申請してからもらえるまでに時間がかかるけれど、そういったところはどのようにしているのか。

渡辺労政雇用課長 収入の減額、幾ら減額になったなど、そこまでは確認しておりません。なるべく多くの皆様に利用していただきますように、そこは申し立てをしていただく中で確認しながらやっていくこととしております。

（企業立地対策費について）

山田（七）委員 安心してワクチンが打てるように、なるべく多くの方に、ぜひこういう制度を利用していただきたいと思います。

続きまして、企業立地対策費についてお伺いいたします。

今回の補正の中で、3件の会社の企業立地に対して支援をしますが、この3社の移転形態、要はどこかに工場なり倉庫なりを残しながら新たに山梨県に立地してきたのか、それとも今のところを閉めて新たに山梨県へ立地したのか、その形態を教えてください。

若月成長産業推進課長 本社が移転をしてきたかというお尋ねだと思いますが、拠点を山梨県内に設けたということでございます。

山田（七）委員 本社移転かどうかは別問題ですが、会社が新しくできたのであれば、もしかしたら今回の増加雇用数10名のうち県内からの雇用が10名ということになりますが、現状の工場や倉庫みたいなものを畳んで山梨県に来るのであれば、もともとそこに雇用されていた方も一緒に移ってくる可能性があって、そういった意味でお聞きました。

若月成長産業推進課長 県外からの県内への進出とのことで、シフトプラスとDCM、大阪府と東京都からになりますが、いずれにつきましても、もとにあったところを畳んで来るわけではなく、山梨県に新たに拠点を設けたとのことでございます。

山田（七）委員 この雇用の数は、県内からの雇用10名ということで、外から雇用されている方が山梨に移住してきたわけではなく、この3社が来ることによって25名の雇用がふえて、

この25名の雇用は全て県内の方がお勤めになっているということでよろしいですか。

若月成長産業推進課長 そのとおりでございます。

山田（七）委員 ケイテックに関しまして、本社所在地が富士河口湖町で事業所所在地が富士河口湖町とのことで、この産業集積促進助成金は、もともと県外の企業が山梨に入ってきたときに、さまざまな助成をすると私は聞いていましたが、県内の中でも事業所が移ることに、そういった助成制度があるということでよろしいですか。

若月成長産業推進課長 この産業集積促進助成金につきましては、平成16年に創設をしたものになりますが、目的といたしましては、一つは県外からの移転を呼び込むことがございます。

もう一つは、県内の企業からも事業拡大に伴う工場の建てかえや設備の増設、新たな拠点の設置等について助成制度を求める声がありましたので、いずれも対象にしているところでございます。

山田（七）委員 山梨県の人口の流出の大きな要因は、県内に雇用の場がないという中で、さまざまな助成や支援を施す中で、県外からの企業誘致を積極的に進めていただき、山梨県の人口流出を防ぎ、外で雇用されている方が一緒になって山梨に来てくれるのが最高ですが、そういった中で、積極的に県内の支援の状況を県内外にPRして企業誘致に努めていただければありがたいと思います。

（G I 「山梨」日本酒・ワインプロモーション事業費について）

浅川委員 産の4ページのG I 「山梨」日本酒・ワインプロモーション事業費について、G I 「やまなし」は、平成25年にワインが指定され、今回日本酒が指定されたと聞いていますが、G I とは、もともとどういう事業なのか教えていただけますか。

三科産業振興課長 お酒のG I、地理的表示ということになりますけれども、こちらは特定の地域内で生産されて、原料あるいは製法、品質、味などが一定の基準を満たしている、いわば国のお墨つきであります。他産地との差別化やブランディングに活用され、国際的にも保護されますので、輸出の際には商品価値の向上にも役立ちまして、産地としての山梨ブランドの価値向上にも役立っているところであります。G I が浸透するほどレベルの高いお酒の産地というブランディングにつながるという効果も見込まれております。

浅川委員 コロナ禍にあって、私どもの地元にも4軒の酒蔵があって、大変販路拡大等々で苦心している話も聞いています。私の知り合いも、今年の半分ぐらいしか生産していないなど話も聞いていますが、先ほど三科課長が言うように、2つの認定は、日本でも初めてと聞きますが、これから認知度、それからブランド化をしっかりと図っていく中で、販路をしっかりと拡張していく展開をどのように考えているのかお伺いします。

三科産業振興課長 4月に日本酒がG I の指定を受けましたので、こちらについては、まず認知度向上

令和3年6月定例会農政産業観光委員会会議録①  
のために、G I「山梨」のPRポイントを県内の宿泊施設や観光事業者に紹介して、接客への活用を促す研修会の開催、また、販売の促進につきましては、ショッピングモールでの試飲販売会を行ってまいりたいと考えております。

さらに、先ほど委員からお話がありましたように、国内で初めて日本酒とワインの2つのG Iを取得しましたので、こちらを強みにしましてブランド力の向上につなげてまいりたいと思います。

具体的に申し上げますと、酒蔵やワイナリーへのメディアツアー、ECサイトでのキャンペーン、インターネット広告の配信等に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じまして、上質なG I「山梨」の認知度を上げまして、アフターコロナを見据えた県産酒の消費の挽回、反転攻勢につなげてまいりたいと考えております。

浅川委員

私は4年前にフランスのツール・ド・フランスを視察に行ったときに、ボルドーというワインの地域を見て、非常に興味も感動も受けたわけではありますが、これから山梨県が、特に日本酒に関して、どういった形で認知度を向上させていくのか、日本酒とワインのG I 2つということで、絶好のチャンスですので、その辺の意気込みを教えてください。

三科産業振興課長 委員から御指摘がありましたように、他産地との差別化を図るという意味で、今回のG Iの指定は、知事も日ごろから提起しております高付加価値化につながる絶好のチャンスだと考えております。日本酒につきましては、ハイグレードな首都圏のホテル等を対象としました試飲会、あるいは展示会を行いまして、さらにそこに酒蔵ツアーを加えて、豊かな環境で育まれた水から醸し出される日本酒というストーリー性を持ってPRをすることで、山梨の日本酒の認知度を上げて高付加価値化につなげてまいりたいと思います。

また、ワイン、日本酒だけではなくて、山梨県は世界的に著名でありますウイスキーやバラエティー豊富な地ビールもありますので、山梨は美酒の宝庫だというPRの仕方です。県産酒の高付加価値化につなげてまいりたいと考えております。

浅川委員

すばらしい取り組みだと思います。最後に、これまでいろんな形で高付加価値化ということを知事も先頭に立って述べております。また、産業労働部は山梨県のいわば営業の部隊だと思っております。さまざまな取り組みをして、大変立派だと思っておりますが、これから先に向けて、部長の心意気をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

小林産業労働部長 山梨県の日本酒、ワインにつきましては、小さな瓶の中に山梨県の豊かな自然、文化、歴史が、凝集された大変すぐれたプロダクトであると考えております。ただ、そういった自慢は、各地域、県ごとにお国自慢として持っていらっしゃると思います。

今回のG Iの指定は、そのお国自慢に終わらせずに、世界的に売り出せるブランド価値を高めるものと捉えております。これを業界の皆様と手を取り合って、しっかりと日

本全国あるいは世界中に浸透させていく取り組みを積極的に進めて、常日ごろから長崎知事がおっしゃっております、今委員の話の中にもありました高付加価値化、こういったものをまず日本酒、ワインから、ほかのものにも広げていって、山梨県の営業をする販売の部長として、しっかりと活動させていただきたいと思っております。

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第3－5号   最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

意見

大久保副委員長   中小企業・小規模事業者支援の充実強化については、全国都道府県議会議長会でも政府に対し提言を行うなど、総合的な経済対策として取り組んできました。未だ感染拡大が続く、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が、大変厳しい状況の中、まずは官民挙げて、雇用を守り抜くことが最優先課題であると思えます。

つきましては、県民の意見を十分に聞き、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮しつつ、慎重に判断する必要があると思うので本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論           なし

採決           採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(水素・燃料電池産業について)

宮本委員       脱炭素社会における水素化、いわゆる水素・燃料電池産業についてお伺いしたいのですが、県としてもこれまで梨大の研究及び米倉山で、さまざまナリソースを使いながら、水素・燃料電池産業、いわゆる産業クラスター化を進めていると承知していますが、来年度FC-Cubicも来るという中で、今実際にどういった企業がどれだけ山梨に、水素・燃料電池産業、関連分野も含めて来ているのか、直近の状況など教えていただければと思います。

若月成長産業推進課長   水素・燃料電池分野のいわゆる参入状況という御質問でございます。

令和2年度末の直近の状況ですが、66社の参入を確認しているところでございます。

この中には、研究施設、一般の企業、民間企業、そうしたものも入っております。

また、近年の状況でございますが、2年前、平成30年度末の参入数は50社でしたので、令和2年度末で66社、16社増加している状況でございます。

宮本委員 確認ですけど、66社は累計でという認識でよろしいですか。

若月成長産業推進課長 令和2年度末現在で66社ということでございます。

宮本委員 非常に多くの企業が参加していて、どんな企業なのか見てみたいぐらいですが、県の努力や施策として産業クラスター化を進めていることで非常に成果が上がっているのかなと個人的には思うところでありますが、実際にどういう取り組みを行った結果、66社もの水素・燃料電池関連企業が来たのか、お伺いできればと思います。

若月成長産業推進課長 まず、水素・燃料電池産業は非常に専門性が高い分野で、参入が非常に難しい分野であるということがあります。一方で、委員おっしゃるとおり、県内には山梨大学や米倉山など高度な技術を持つ研究施設が集積している優位性があるところでございます。

県といたしましては、こうした優位性、強みをしっかりと生かして参入を進めていくのが基本的な考えでございます。具体的には、山梨大学の技術シーズを活用いたしまして、共同開発・共同研究を進めることでの参入促進を図っているところでございます。

県内企業が水素・燃料電池産業分野に参入していくにあたって、例えば燃料電池の使用部品になる電子部品や電子回路を供給するような参入が考えられます。また、金属樹脂加工など精密微細加工技術を使って参入をしていくこともございます。また、製造装置を培いました技術力を生かした燃料電池の製造装置への参入も考えられるところでございます。

県といたしましては、山梨大学と連携をいたしまして、県内企業の持っている技術シーズを把握いたしまして、この産業に参画の可能性のある企業を抽出し、整理をいたしまして、参入への働きかけも行っております。また、参入に必要なとなりますのが、人材でございます。水素・燃料電池分野への参入、これはまだまだ先がある、先が見通せない部分もある産業で、市場性、採算性、事業可能性、こうしたものについて判断をしていかなければいけないところでございます。

また、具体的な設計や試作品の開発、性能評価は非常に高度な専門知識と研究施設とのネットワークが必要でございますので、県内企業の技術者を対象とした技術人材の養成講座を山梨大学に開設をして、人材の育成を図っているところでございます。

さらに、最終製品をつくらせている大手企業に食い込んでいくことは、一企業では非常に難しいことがございます。このため、昨年度、県内企業による企業団、やまなしHFCクラスターという名称の企業団組織を立ち上げ、情報交換会や大手企業を対象にした技術提案会を実施しているところでございます。

こうした取り組みにより、参入促進を図っているところでございます。

宮本委員

メディカル・デバイス・コリドーと一緒に、やっぱり既に技術を持っているところに参入してきてもらうというやり方、より高付加価値化に向かっていこうとされていることがよく理解できたと同時に、おっしゃるとおり、まだ市場自体が存在していないという意味では、高付加価値化はなかなか難しいこともよく理解できました。

その上で、ファイナンス面でこういったゲームチェンジができそうな分野は、お金をできるだけたくさん調達して、しっかりと市場性をつくっていくことが重要かと思えます。日銀もグリーンオペということで、いわゆる気候変動対応を支援するための資金供給を金融政策決定会合で決めたそうでした、中国も水素化については既に日本の何十倍も投資しているので、ぜひ県としても、せつかく66社も参入し、かつFC-Cubic、あるいは既に企業局が出資している企業があるわけですから、金融面で、国のやっているところも含めてしっかり構築していただきたいと思います、そこについてどう考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

若月成長産業推進課長 水素・燃料電池分野については、まだ市場が非常に小さくて、ファイナンス面できざまな支援が必要であるという御質問だと思います。

水素・燃料電池分野というのは、昨年の菅総理のカーボンニュートラル宣言や国のグリーン成長戦略によって、非常に将来性のある幅広い分野だと考えております。そうした中で、県内の企業がどういうところにビジネスチャンスを見つけていくかということになると、水素社会の実現は、まだまだ非常に時間を要することになります。

こうした中で、技術的、コスト的な部分も非常に課題となってくるため、その課題を解決することがビジネスチャンスにつながるのではないかと考えております。

これに対して、県としてはどういうふうに支援をしていくのかですが、例えば製品の開発につきましては、既にイノベーション創出事業費補助金というものがございます。こうした補助金を使いまして支援をしているところでございます。

また、ファイナンス面については、国で今後どうしていくのかという部分もありますので、研究をしてまいりたいと考えております。

宮本委員

よくわかりました。課長の御答弁の中で、個人的に1点だけ見解の相違があるところは、水素社会の実現に長時間かかるとおっしゃったと思いますが、中国あるいは欧州も含めて、イノベーションに対して本気で資金を投入し始めたら、結構早い段階で進んでしまうのではないかと危惧しております、長時間という認識が違うかなと強く懸念しております。ぜひそういったことも含めて、P2Gシステムは福島県と山梨県しかないので、こういったものをしっかり生かして、ファイナンス面も含めてグローバルで闘える企業の創出をお願いしたいと思います。

若月成長産業推進課長 県といたしましては、まず、県内の企業が必要とする研究開発、実証実験、または人材育成にしっかりと取り組んでいくと。また水素社会の実現の長時間というのは、市場ということを考えれば、徐々に市場はでき上がっていくわけですので、委員おっしゃるとおりだと思います。

私のほうで使いましたのは、2050年という先の先を見れば非常に長い、技術開発

というのは、恐らくここ数年ではなくて、もっと長いスパンで進んでいくだろうと考えています。そこにつきましては、県としてもしっかりと支援をしていくところでございます。

(農地の転用について)

山田(七)委員 コロナ禍の影響で経済がかなり下火になってきていますが、今、景気はK字回復といって二極化が進んでいます。上向き産業の一つが製造業です。蕪崎市は工業団地がしっかりと整備されて、製造業が多いところなので、受注が大変殺到している中で、設備投資、増床をしていきたいという話の中で、一番の壁になるのが、農地をなかなか工場として立地ができないという農振の問題です。

K字回復で下向きのところをしっかりと支えていくのは大切なことですが、いい状況のものをもっと伸ばしていったらいいのも、一つの手だと思います。

そういった中で、産業労働部と農政部の連携はどうなっているのか教えてください。

若月成長産業推進課長 製造業が非常に売り上げを持ち直して、活況を呈してきている状況の中で、増床をしていきたいという企業もあるとのことでございます。そんな中で、農政部との連携ということでございます。

まず、増床につきましては、先ほども予算の面で御説明をさせていただきましたが、産業集積の助成金で支援をしているところです。この支援をするに当たりまして、土地が農地かということにつきましては、農振農用地なのか、または農転ができるのか、そうしたことなどがございます。

そうしたものに対応するために、私ども成長産業推進課には、農政部からの職員が来ていらっしゃるところでございます。緊密な連携をとりまして、しっかりと支援をしていく体制をとっておるところでございます。

山田(七)委員 私は、優良な農地を潰してまで工場にしていいたらいかならうと思っておりますが蕪崎市は耕作放棄地がかなりあります。この耕作放棄地の雑草を誰が管理しているかという地権者でも所有者でもない違う事業所が草刈りをしたりしているところです。

今回受注が殺到してきていて、この受注に応えないと、そのふえてきた受注だけでなく、今までもらってきた仕事も、もしかしたら違うところに持っていかれてしまうのではないかという危機感があります。

そうなってくると、本当に今コロナウイルスというピンチの中ですけれども、これはチャンスです。ここでしっかりと設備投資をすることによって、これからもっともっと成長していくという中で、耕作放棄地となっている農地を工場として立地ができないことに対して、やはりもう少し産業労働部のほうからしっかりと農政部のほうにアピールをして、もう少しフレキシブルに、転用ができることを働きかけていくべきだと思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

若月成長産業推進課長 この件につきましては、農政部と話をいたしましてまずは何ができるのか検討

してまいりたいと思います。

山田（七）委員 耕作がされてないほったらかしになっている遊休農地には何の雇用も収入も上がってこないわけです。田んぼをやったとしても、工場がそこへ増床する収入と、お米や野菜をつくる増収とはるかに違います。

そういったことも考えていくと、当然農業も守っていかなければならないですし、県外から一生懸命企業誘致をして、雇用をふやすことも大事ですが、県内の企業をしっかりと大事にして、そこでまた雇用がふえるような取り組みも必要だと思います。

農政部とぜひ連携をとってもらった中で、何が有効なのか話をしてもらって、もう少し弾力的な対応がとれるような形で、ぜひともよろしく願いいたします。

若月成長産業推進課長 農政部と連携をして検討してまいります。

## 主な質疑等 観光文化部関係

※承第4号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑

（県民限定やまなしグリーン・ゾーン宿泊割り事業費について）

山田（七）委員 4月8日に予算化されて、2カ月以上たっていますが実績は出ていますか。

小泉観光文化政策課長 最新の情報でございますが、今週の月曜日、28日に事務局から聞き取った数字でございますと、実際泊まりになっていただいた、また、予約を入れていただいた数字で3万5,000件弱という数字になっております。

大久保副委員長 3万5,000件ということは、8億5,000万円に対する消化事業費は幾らになりますでしょうか。

小泉観光文化政策課長 事業開始時に想定いたしました11万人泊に対しましては31.8%の消化率となっております。

大久保副委員長 私からすると、使い勝手に問題があったかなという部分がありますが、この3割という消化率について、非常にあえいでいる中でどういうふうに分されていますでしょうか。このように低調で推移している部分について教えてください。

小泉観光文化政策課長 当初の予定でございますが、5月31日までに行うとのことで、専決という手段もとりながら、速やかに事業を行いたいと考えていましたけれども、ちょうどその時期に、4月12日から東京都を中心にまん延防止の宣言がございまして、4月25日か

令和3年6月定例会農政産業観光委員会会議録①  
らは、それが緊急事態宣言に移行したところもございまして、県民対象の事業ではございましたが、旅行をするという気分をそがれた部分もございまして、当初予定していた数字になっていないところは残念に思うところでございます。

31%という数字でございますけれども、事業期間も延びたところで、後ほど説明をさせていただきますが、さまざまなPR等を行いながら、利用率の向上に努めてまいりたいと思います。

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第6号       令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑

(やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化事業費補助金について)

臼井委員       今回の変異株対策強化事業費補助金ですが、ホームページを見ますと、6月29日現在で申請件数が30万円と60万円のものがありますけれども、30万円のほうは300件、60万円のほうは22件となっています。たしか前段では、新しい生活様式推進機器購入等支援金というのがあったと思いますが、そのときは、確かな数字はわかりませんが相当数の申請があったと記憶しています。今のこの現状の中で、この数字は想定どおりなのか、予算を含めてどう評価しているのかお伺いいたします。

三井観光振興課長   現在、委員がおっしゃったとおりの件数の申請がございまして、この変異株対策につきましても、7月末までに購入設置済という条件になっております。現在、問い合わせが事務局にかなり来ているとの報告を受けておりまして、詳しい数字は今ここでは申し上げられませんが、そういう状況でございます。

既にきょうは、6月30日でございますので、さらに利用していただけるように周知を図っていきたくと考えております。

臼井委員       恐らく申請が余り伸びていないような感じで、私は受けとめさせていただきました。いろいろとお店の方から話を伺うと、店のサイズによっては30万円ではなかなか厳しいという意見や、これまでそろえたものがもったいないので何か活用できないかなど、皆様、この変異株対応に何かちゅうちょしているような気がいたします。こちらから見ていても、この補助金になってから非常に動きが遅いような気がしています。

県ではそこら辺の部分はどう評価しているのかお伺いしたいです。

三井観光振興課長   まず、パーティションにつきましては、変異株対策用の基準ということで、頭が隠れる程度という基準を設けさせていただきましたが、グリーン・ゾーン推進課で、実際に現地等を訪れたりする中で、その店の状況に合った、もしこれまでに購入してもらっ

たものが対応可能であれば、それを使っていたとしても構いませんという形で状況に応じて対応している状況でございます。

それからもう一つ、確かに、規模によってやはり30万円ではという意見もございますけれども、今回30万円と60万円ということで、60万円については4分の3という補助率になっておりますが、規模の大きい店舗等については、こちらを利用させていただくようお願いしているところでございます。

臼井委員

4分の3で60万円というのをどのように捉えるかは、それぞれの事業者によりけりだと思っておりますが、いずれにしましても、購入期限が7月の末で、申請期限が9月の末となっているようですが、先ほどからの話だと、なかなか思うように進んでいるのかどうか、これは変異株の感染力の強さを考えると、しっかりとグリーン・ゾーン認証施設が適切に運営をしていくには、こういった取り組みはもちろん必要だと思っておりますが、残された期限の中で果たしてどこまでそれが行くのか、そういった意味では、店のサイズによって支援金をふやすのはなかなか難しいかもしれませんが、購入期限や申請期限、あるいはPRの方法については、やっぱりもう一度考えていくべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

三井観光振興課長 委員から発言のあったことにつきましては、さまざまな団体等からも意見はいただいているところでございます。ただ、変異株につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、非常に感染力が強い株でございます。県といたしましても、早い対応をお願いしているところでございます。ただ、さまざまな御意見があることも承知しておりますので、グリーン・ゾーン認証の対応をしておりますグリーン・ゾーン推進課等とも連携をとりながら、今後どうしていくのか検討していきたいと考えております。

臼井委員

ぜひ検討いただいて、早目の対応のほうがいいことは間違いないと思っておりますので、ぜひ引き続きの検討をお願いします。

最後にお伺いしたいのは、前回の支援金で購入した方々はいろんなものを買って、皆さん最初だったので、いろいろわからない部分もあったと思います。例えば今回の変異株対応だと、買ったもの、小さいパーティションを買っていて、今回は大きいのでないといけないとか、高いのでないといけないという形になってはいますが、その財産処分についての申請は上がってきているのかお伺いいたします。

三井観光振興課長 相談等がございますが、申請自体は上がってきてはいない状況です。今の段階では、私のほうではそういう報告は受けておりません。

山田（七）委員 先ほどの臼井委員の質問に関連させていただきますが、新しい基準となって、頭が隠れるまでのパーティションという規定ができたわけですね。もともとは頭が隠れない程度のパーティションでよかったのに、今回新しい基準のパーティションになったと。こうなってくると、新しい基準で新たに申請、認可をもらおうとすると、以前の高さのものをどうするかという話になります。みんなごみになっちゃいますよね。

プラスチックごみが大変問題になっている今、わざわざごみをふやす必要はないと思いますが、新しいパーティションに買いかえるようにではなくて、何か上に継ぎ足すなど再利用ができるような取り組みをやっていかないと、これから次に厳しい変異株が来ると、天井までアクリル板を設置するという話になってしまいます。

そうなってくると、どんどんこれがごみになってくるので、そういった考えもぜひ視野に入れて取り組んでいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

三井観光振興課長 委員おっしゃった件につきましては、グリーン・ゾーン推進課等とも連携をとりながら、今後どういった方法でできるか考えていきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化事業費補助金について)

山田(一)委員 先ほどの承第6号と関連しますが、観の3ページのやまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設変異株対策強化事業費補助金についてです。承の第6号は、やまなしグリーン・ゾーン認証施設ということで、今回の観3ページは宿泊が入るので、宿泊業者は両方使えることになっていますが、まず、物品がほぼ同じですけど、ここに記載のもの以外、例えばエアコンの工事みたいなものが入るのか入らないのかも含めて、もうちょっと幅広にどこまで適用になるのか教えていただけますか。

三井観光振興課長 今回の補正予算につきましては、まず変異株対策強化事業費補助金18億円のほうにつきましては、現在5月7日に専決をしていただいた内容と同じものでございます。これは、宿泊施設がかなり大規模なところが多くて、朝食などを食べるころの会場が非常に広いという話もいただいている中で計上したところでございます。

もう一つ、高付加価値化支援事業費補助金のほうにつきましては、エアコンの設置なども含めているところでございます。そのため、先ほど申し上げた変異株対策のほうについては、この4品目に限っているところでございます。

山田(一)委員 先ほど臼井委員が言ったように、こちらは7月31日までで上限300万円ですね。現実、通知は行っていると思いますが、そうは言っても、購入は7月末まで、申請は9月末までということですが、購入期限がもう少し柔軟にならないかということで、臼井委員の回答については、グリーン・ゾーン認証の担当課と相談するとの曖昧な返答でし

だが、実際そこが1カ月延びるのか、計画書が出ていればオッケーなのか、そこについては相談していないから答えがもらえないのか、それはやっぱり答えはもらえますか。

この議決を7月6日にして、それから実質動き出すところもあるとすれば、1カ月を満たないと相当厳しいかと思いますが、それについていかがでしょうか。

三井観光振興課長 こちらにつきましては、宿泊施設につきましても、まず5月7日の専決処分で行った補助金を使って購入していただいて、足りない分についてこちらの補助金で補填をしていくことを考えているところでございます。

山田（一）委員 一応わかりましたが、使い勝手がちょっと厳しいかなという感覚は持っています。ただ、課長の言われる意味もわかります。そのときに検討しているから、いきなりゼロベースではなくて、もっと事前のパンフレットやカタログを見ていて購入が間に合わなかったとか、あるいはもっと欲しいという追加的なものに対して、あえてここへつくったにしては予算規模が大き過ぎるかと思いますが、それは本意じゃないので、その次のやまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設高付加価値化支援事業費補助金については期限がないですが、これについてはどういう感覚をお持ちでしょうか。

三井観光振興課長 こちらにつきましては、今後はアフターコロナ等も見据えた宿泊施設の魅力アップのための改修等に補助を出すということで、変異株とは分けて補助金を計上させていただいたところでございます。

（県民限定やまなしグリーン・ゾーン宿泊割り事業費について）

大久保副委員長 済みません、1点、観の2ページで、県民限定の宿泊割をお伺いしますが、まず先ほども消化率が31%ということで、確実に1円でも多く事業を消化する必要があると思いますが、予約はいつまででしょうか。12月末までということでもありますけれども。

小泉観光文化政策課長 先ほど承認いただきました専決事項の事業でございますけれども、5月31日までと御説明させていただきましたが、その後、今回この補正予算に盛りさせていただきました事業は、12月31日までの宿泊を可能にして、その購入を8月31日までということございましたけれども、先週の金曜日に観光庁から発表がございまして、8月31日までその販売を延ばすとのことございますので、販売できる期間は10月31日までということですので2カ月延びている状況でございます。

大久保副委員長 そもそも旅行は、週末に時間がとれたから行こうとか、そういう部分もあって、これは国のスキームで県とのすみ分けは限定される部分がありますが、12月末まで使える宿泊の購入予約が10月末までというのは、まだ2カ月もあるので、もう少し使い勝手をよくしていただければと思います。旅館さんにいろいろヒアリングすれば、ぎりぎりまで12月31日であれば12月15日までなどと言うと思うので、そこら辺の予約を広げられればいいかなと思います。

あと、いろいろ話を聞くのは、これ22億円ですよね。例えば5,000円で割れば4

4万人ですね。ということは、お年寄りから赤ちゃんまでの2人に1人が使わないと消化できないので、さらに使い勝手のいい使い方は何かと考えると、期限をぎりぎりにするのと、あと、例えば1泊4万円とか3万円の宿もある中で、一律5,000円の補助であれば、行ってみようという気が起きないので、例えば2万円以上は1万円の補助など、こういったことは検討できないでしょうか。

小泉観光文化政策課長 旅行をしたいときは、来週天気がいいからとか、そういう近いところで判断されることは、委員おっしゃられるとおりでございます。事業が延長されてからも、知事会を通じて長崎知事も販売期間を延ばしてくれという要望を出しておりましたところ、先週10月31日までと若干延びたところでございます。

委員御指摘のとおり、12月31日まで宿泊できるのであれば、もっと近づけるべきだというのは、私も全くそのとおりだと思っておりますので、引き続き販売期間を延ばすことができるように、さまざまな機会で観光庁にもお願いをしまいたいと思っております。

また、今回補正に上げております事業は、委員おっしゃられるとおり、県民の半分ほどが宿泊できる規模の予算となっております。少しでも多くの県民の方に御利用いただくために、今回はOTAという形で販売の機会をふやすことと、旅行代理店に直接、割引の商品を御利用いただけるようにいたしまして、より魅力ある商品をおつくりいただいて、県民の皆さんに提供していただくことを新たに考えているところでございます。

また、小学校、中学校、高校、教育の現場でも教育旅行に生かしていただきたいということで通知を出すなど、さまざまな機会でご連絡をさせていただいております。最近では夏の教育旅行や塾の勉強合宿などの機会でご利用いただいているところで、少しずつではございますが利用の範囲も広がっておりますので、そういうところも活用していただきたいと思っております。

また、先ほど販売期間を延ばしたいとの話をさせていただきましたが、あわせて知事会や本県知事も要望しておりますが、近隣県にこの活用を広げて、他県からも山梨県に来ていただいたときに、この事業が使えるようにという要望もあわせてさせていただいておりますので、このような活用策の拡大をもって、目標達成を目指してまいりたいと考えております。

大久保副委員長 OTA、インターネット以外にもエージェントがあるので、このエージェントも非常に今厳しいので、旅行エージェント経由でも可能ということによろしいですね。

それでもう一点、知事も「バイ・ふじのくに」で静岡県といろいろ物売るだけではなくて、そういった行き来をしようということをやっていますが、新潟県、長野県など、安全のレベルによりますけれども、こちらのほうとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、観光庁の制度設計について、いろいろと問題・要望も出ていて、山梨県ばかりではないと思いますので、知事会を通じて、ぜひ強力で確実に100%いくような並々ならぬ決意のほどをお伺いさせていただきたいです。ぜひ、宿泊施設も大変な状況ですからお願いします。

小泉観光文化政策課長 先ほど委員から御指摘いただきましたように、近隣県連携をすることは、山梨県だけだと80万人でございますが、近隣県を入れますと数百万人規模の対象者がふえることとなりますので、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の中央日本4県が連携している広域連携がございまして、知事も先日、その代表として観光庁に要望に行っております。そういったことを通じて観光庁にもアピールしてございますので、販売の範囲が広がることになれば、またPRのやり方も変わってくると思いますので、そういうことを活用しながら、目標達成を目指して頑張りたいと思います。

(やまなし教育旅行誘致推進事業費補助金について)

山田(七)委員 観の4ページ、ツアー造成促進事業費のやまなし教育旅行誘致推進事業費補助金についてお伺いたします。

先ほどの説明であったとおり、この山梨グリーン・ゾーン認証制度、また、本県の自然や歴史、文化を教育旅行に使っていくことは、非常にいいことであって、ぜひとも進めていただきたいと思いますが、昨年を含めてここ何年かの県外から山梨県に教育旅行として来ていただいている実績はわかりますか。

三井観光振興課長 申しわけありません。教育旅行というくくりのものは把握してございませんが、昨年度教育旅行を実施いたしまして、4,000人という枠を設けて実施したところ、全て完売したところでございます。静岡県、愛知県方面からの旅行が多かったとの報告を受けております。

山田(七)委員 今回の1,900万円、これは4,000人規模が対象ということでよろしいですか。

三井観光振興課長 今回は昨年度好評だったこともございまして、6,000人を予定しております。

山田(七)委員 昨年度コロナの影響が最も深刻だった状況で4,000人という実績で、もう少しワクチン接種をされたりして、コロナの影響が少なくなってくるから、6,000人という形で2,000人ほど多く見込んでいる形ですが、宿泊施設がグリーン・ゾーンを取得しているだけだったら、教育旅行として来るのは難しいですね。

こういったところに泊まって、こういったところを見て、いろいろなコースみたいなものをしっかりとつくって、それをツアーとしてアピールしていくことが大事だと思いますが、そういった山梨県に来てもらうためのPRはどのようにしていますか。

三井観光振興課長 今回の事業の周知につきましては、JATA、日本旅行業協会、またはANTA、全国旅行業協会のほうに情報提供を行いまして、そこから県内・県外の旅行会社などに活用を働きかけていきたいと考えております。

そういったところで、旅行会社等が山梨県の魅力のあるコースなどプランをする、そういったところで山梨県をPRしていければと考えております。

山田(七)委員 ツアー会社がある程度プランをつくって周知するという話になると、ある程度外部委

託費みたいなものが入ってくるということですか。

三井観光振興課長 こちらは、観光関係の団体に委託することで今進めているところでございます。

山田（七）委員 そうなってくると、この1,998万円というこの金額が、そっくり教育旅行で児童生徒、また先生も含めて教育旅行として来る金額に充てられないと思いますが、外部に出す経費はどのくらいですか。

三井観光振興課長 事業経費の約10%を考えているところでございます。

山田（七）委員 10%を差し引いた中で、6,000人規模という規模で大丈夫ですか。

三井観光振興課長 執行に支障はないと考えております。

山田（七）委員 やっぱり教育旅行ですから、当然教育委員会との連携も必要になってくると思いますが、教育委員会との連携はどうなっていますか。

三井観光振興課長 正式にそういったお話等はしてはおりませんが、必要に応じて、もちろん照会等があればしっかりと対応していきたいと考えております。

山田（七）委員 最後に、このコロナの中でグリーン・ゾーン認証制度は全国的に広まってくるので最終的にはどこも一緒になってくると思いますが、先駆けてやっているの、優位性を生かして、しっかりとPRしながら、いいツアーを組んでいただいて、ことしは6,000人ですが、来年はもっとふえて、だんだん山梨県に教育旅行として来ていただくような形の中で、しっかりとツアーのプランをつくっていただきたいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

飯島委員 先ほどから去年は4,000人、ことしは6,000人とのことですが、東京都も本県もなかなかコロナウイルスの収束が見えない中、子供たちは修学旅行を楽しみにしていますが、その実施状況について、学校や教育機関がどのようなスタンスでいるかを把握した上での6,000人なのか、まずお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 今回、この事業を計上するに当たりまして、旅行会社幾つかに聞き取り調査を行ったところでございます。そして、その結果によりますと、春先の旅行を考えていたところについては、中止または延期でしたが、その時期については、夏以降に改めて実施したいというところがかなりございました。それで、その多くが行き先については近隣との傾向結果が出ましたので、今回この事業が非常に有効ではないかということでもございました。

そして、6,000人という人数につきましては、昨年度の事業も参考にしつつ、こういった今回の夏以降に延期をするところが多かった中で、このような数字を計上したと

ころでございます。

飯島委員 根拠としてそういうデータが出ていることを聞いて安心しました。このグリーン・ゾーン認証制度が全国的に有名になっていて、かなりアドバンテージがあると思いますが、補助額、1人1泊当たり3,000円という実質的な説明をきちんと伝えることも大事かと思いますが、ここをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

三井観光振興課長 まず、今回の事業の補助先でございますが、旅行会社に補助をする形になっております。

それから、対象となる教育旅行でございますが、これは県外及び県内の小中高、特別支援学校の宿泊を伴う修学旅行及び課外学習旅行等を考えているところでございます。

そして、グリーン・ゾーン認証宿泊施設に1泊以上していただく。かつ、行程中の飲食は認証施設を利用していただくことを条件にしております、1人1泊当たり3,000円を支払う形になっているところでございます。

飯島委員 今の説明で、対象が県内外とのことでお伺いしたいと思いますが、旅行会社はどこも大変だと思うので、例えば県内の学校が県内の旅行会社を利用して県内の宿泊施設を使って、これを活用するとなると、県内でお金が落ちて、ウインウインという構造になろうかと思いますが、そういう補助金を積極的に県内の旅行会社にも活用してもらいたいと思ったときに、旅行会社には何かアドバイスや利用を促すような方法はしているのでしょうか。

三井観光振興課長 先ほどの答弁と重なってしまいますがお許しいただきたいと思いますが、この事業の周知につきましては、JATA、日本旅行業協会、そしてANTA、全国旅行業協会を通じて図ろうと考えておりますので、特にANTAは、県内中小の旅行会社が多く加盟しております。そちらを通じて、ぜひ県内の旅行会社を活用していただくように周知を図っていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(宿泊施設ワクチン職域接種促進支援事業費補助金について)

山田(七)委員 接種1回当たり1,500円で補助を出すのは非常にいいことだと思いますが、事業所が行う職域接種が別枠でありますよね。この補助額が接種1回当たり1,000円とい

う中で、宿泊事業者とそれ以外の職域との1,000円と1,500円のこの差は何ですか。

小泉観光文化政策課長 この事業を行うに当たりまして、実際この事業を行いたいところといろいろ話をさせていただきました。そうしますとやはり会場費の確保など、自分の職域、自分の団体以外の人たちを広く集めたり、日程を調整したり、接種後の接種券を集めたり、登録したりという業務で非常に手間がかかると。また、確保しなければならない会場の時間も長くなるとの話を伺いまして、1人当たりの金額が大体2,500円ぐらいかかるとの話を受けておりました。

今、国を通じて県で事業をつくっておりますが、1人1,000円の負担からはみ出す、積み増されなければならない金額を1,500円と考えまして、事業を構築させていただいたところでございます。

山田（七）委員 1,500円補助するのが悪いわけではないですが、宿泊以外の事業所が職域接種をするのも同じだと思います。そこに補助に差がつくのは、私はちょっといかなものかと思いますがその辺はどうでしょうか。そういったところの調整はしなかったのですか。

小泉観光文化政策課長 職域接種というものは、基本的にまとまった団体、会社なら会社、商工会なら商工会というある程度組織立ったところで接種をされる前提でいろいろ組み立てられていると思いますが、今回のこの事業は、宿泊事業者に限らせていただいております。宿泊事業は事務局機能がどの組合に対しても非常に脆弱というところもございまして、そうした企業が広く県全域で集団接種、集団免疫を持とうということでやる事業につきまして、支援をさせていただくところもございまして。そういった脆弱な組織でありながらも、いろいろなことに取り組んでやろうというところをサポートするという目的から、このような事業を考えさせていただいたところでございます。

山田（七）委員 脆弱な組織という中で、1,500円の補助を出すことで接種をしっかりと進めていただいて、泊まりに来る方が安心・安全に、そして働いている方が安心・安全な働き方ができるような早い対応をぜひともお願いを申し上げまして質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(昇仙峡の活性化について)

臼井委員 時間もあるので、できる限りコンパクトに昇仙峡のことについて伺いたいと思います。

6月17日の山日新聞に、昇仙峡地域活性化推進協議会の中で新たな体験型のアクティビティーの検討を進めていくとの記事がありました。

コロナ禍で昇仙峡の皆様も非常に苦しんでいる状況でありまして、もちろん甲斐市や甲府市の関係もありますけれども、まず県が今、昇仙峡をどういうふう考えているのか全体の方向性を伺いたいと思います。

三嶋観光資源課長 昇仙峡につきましては、ちょうど昨年6月に日本遺産の登録がございまして、それを契機に県、甲府市、甲斐市、観光協会で地域活性化推進協議会という組織をつくりまして、その中でさまざまな取り組みの方向性を決めて、現在推進をしているところでございます。

委員のおっしゃられましたアクティビティーに関しましても、今取り組みを進めている部分もございまして、例えば昨年度で申しますと、マウンテンバイクやカヌーの体験が進んでいる状況がございます。

また、新聞記事にも載りましたけれども、今年度につきましては、キャニオニング、いわゆる沢下りの取り組み、あるいはシャワークライミング、今度は沢登りになりますけれども、そういったものや、実際にマウンテンバイクのコース設定をして導入ができる可能性があるかの調査を実施する予定でございまして、昇仙峡を自然と触れ合える場としての活用を協議会としても進めていく方向でございまして。

臼井委員

東京オリンピックでスポーツクライミングが正式種目になって、今非常に注目されています。若い方を中心に非常に人気が出ていて、例えば、北杜市の瑞牆山は観光推進機構のホームページにも聖地と載ってございまして、非常に有名な方が県外からも多くいらしていただいています。

実は昇仙峡もそういったエリアとして非常に最適であるとの話を聞きます。昇仙峡でも、一部の方々が何かできないかと取り組みを進めているとの話も聞きますが、私も調べたら、ボルダリングはロープを使わない、つまり岩を傷つけることなく自然に、そのまま岩を登りおろすということですが、国立公園や自然保護の観点で、いろんな制約がある中で、そういったことを前向きに積極的に検討していく余地が現時点であるのかどうか伺います。

三嶋観光資源課長 今委員のおっしゃられましたとおり、現状昇仙峡におきましては、野猿谷というのが黒平付近にございまして、実際そちらでボルダリングの活動をされている民間団体がございまして。やはり法律上、国立公園内でございまして、自然を傷つけて登るようなものはできないところもございまして、ボルダリングであれば、自然の地形を利用して登るところが趣旨でございまして、今その野猿谷につきましては、民間主導で活動が進められていると承知してございまして。

臼井委員

野猿谷のことについては、地元の昇仙峡の皆様、あるいは昇仙峡観光協会の皆さんも理解をなさって、一つのエリアとしてしっかりPRをして本格的にやっていると聞いています。

これまでの昇仙峡へ行ってすばらしい渓谷美を見るだけの観光ではなくて、これからは、あれだけ雄大な自然があるので、やっぱりしっかりと触れていただく、あるいは感じていただく観光にアフターコロナは切りかえていかなければいけないと言われておりますので、ボルダリングもそうですし、あるいはマウンテンバイク、あるいはダム湖でのカヌーもあるかと思いますが、ぜひ県がこれまで以上に積極的に関与をしていく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

三嶋観光資源課長 委員のおっしゃられたとおり、昇仙峡の自然をしっかりと活用して、触れ合っているような取り組みを進めていくことは大切なことだと思います。県といたしましても、昇仙峡の活性化の協議会の中では、当然メンバーとして参画をさせていただいておりますので、ぜひ甲府市、観光協会とも連携をとりながら進めていければと考えてございます。

臼井委員 昨年、日本遺産に認定され、文化庁からもその年ごとに何年かは補助金が出ると聞いています。コロナ禍で仕方がないことと思っておりますが、現時点では日本遺産に認定された効果が見えないですね。あれだけ苦労して日本遺産を取って、日本遺産認定を目指している観光地が全国にいっぱいある中で、今、国はもう新規で募集してないわけですので。だけど、全然そういったものが感じとれないのが非常に残念であります。

やっぱり湯村温泉や武田神社、あるいは県立美術館などもそうかもしれませんが、ぼつぼつと国中地域で点在している、本当はいいものですが、なかなか単発でうまく回っていかないところが課題といわれておりますので、その中では、やっぱり昇仙峡の復活は極めて重要なものだと思います。

観光立県・山梨の意地で、何とかこの昇仙峡の観光振興をもう何が何でもやっぱりやっていただかないと、富士山だけではなくて、ひいては富士山との相乗効果も生まれてくると思っておりますので、ぜひそこは力を入れてやっていただきたいと最後をお願いしたいと思います。

三嶋観光資源課長 昇仙峡につきましては、本県でも本当に有数の観光資源でございますので、昨年来、例えば夢の松島園地の整備などいわゆる昇仙峡ならではの景観を楽しんでいただけるような整備にも取り組ませていただきましたけれども、それと同時に委員からもお話しいただきましたとおり、その自然をしっかりと活用して、人を呼べるような観光地にしていけるように、協議会の中でもこの日本遺産の事業も活用しながら、現在調査を含めて進めさせていただいておりますので、今後も委員からのお話も含め、しっかりと胸に置いて進めさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

(山梨教育旅行誘致促進事業について)

飯島委員 理解ができなくて教えていただきたい件が何件かありますが、2020年度の当初予算に地域連携DMO事業費2,770万円余が計上されています。随意契約の結果表がありまして、それが令和2年7月13日の契約で、山梨教育旅行誘致促進事業業務委託契約ということで998万8,000円の委託契約をしています。まず、この998万8,

000円の課別説明書が見つからないので、これを教えていただきたいと思います。

三井観光振興課長 大変申しわけありません。金額的には900……。

飯島委員 998万8,000円、7月13日契約です。去年令和2年ですね。

三井観光振興課長 大変申しわけありませんが、ちょっと今手元に資料がございませんので、後で用意させていただくことにさせていただきます。

(国際観光推進費について)

飯島委員 もう一つ聞きたいのは、2020年度当初予算の2,770万円余の中の一部だとすると、998万8,000円の残りの1,800万円ぐらいはマイナス補正をしたのか、それともほかの課別説明書に掲載があるのか、それもお願いします。

次にいきます。2020年9月の補正予算に、国際観光推進費として3,000万円が計上されています。OTAというオンライン旅行代理店とOTA連携デジタルプロモーション事業委託費で1,100万円随意契約しています。これも3,000万円の一部の1,100万円であれば、残りはどうなったのか。この1,100万円の随意契約の理由は何か、それもお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 令和2年9月補正の3,000万円でございますが、委員御指摘のとおり、OTA連携デジタルプロモーション事業費として使わせていただいております。こちらにつきましては、OTAの中国国内最大手のトリップ・ドット・コムという企業と契約を結ばせていただいております、デジタルプロモーションにおきましてライブコマースの実施をしたりしております、こちらにつきましては、今年度に繰り越しをさせていただいております。今年度事業といたしまして、現在も、このコロナ禍で実現はこれからどうなるかということになるかと思いますが、現地での式典等を考えているところでございます。

飯島委員 そうするとまず、質問した随意契約の理由について回答がないということと、繰り越しになっているとのことですが、3,000万円から1,100万円を引いた1,900万円が繰り越しということですか。

もう一つ、時間もないので全部言うと、この1,100万円の契約は、5月20日となっているけれど、先ほど申し上げたように、この3,000万円は9月補正で出ていますよね。5月契約の事業がなぜ9月補正なのか。6月議会があるのに、そこも私は理解ができません。

三井観光振興課長 済みません、大変申しわけありませんが、ちょっと今お答えができない状況ですので、改めてお答えさせていただきます。

(姉妹友好交流事業費について)

飯島委員 最後に、2020年の当初予算で姉妹友好交流事業費が3,281万2,000円計上されています。そのうち、アイオワ州と四川省がメインですが、アイオワ州は60周年記念事業、四川省は35周年記念事業ということで、アイオワ州が649万円何がし、四川省は2,024万円何がしですが、これも後でいいので、この算出根拠を教えてください。

単純に私が思うのは、アイオワ州は60周年記念で、四川省は35周年記念で、先ほど言ったように金額が、アイオワ州は約650万、四川省は2,000万円以上で、これは反対ではないかと思うのですが、3倍差がついている理由も後でいいから教えてください。

多分コロナウイルスで実施できなかったからだと思いますが、2021年度の当初予算にアイオワ州は約500万円、四川省は約200万円増加されているその理由も教えてください。

以上、わかり次第お願いします。

鷹野委員長 執行部に申し上げます。先ほどの飯島委員からの質問に対しては、確認を行った上で、後ほど、農政部の後で御説明をお願いいたします。よろしいでしょうか。

三井観光振興課長 承知しました。お願いします。

## 主な質疑等 農政部関係

※第65号 山梨県中山間地域農村活性化基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第7号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑

(家畜伝染病予防費について)

山田(七)委員 豚熱の発生は韮崎市でもあって、私も中にまでは入れなかったのですが、非常に厳しい作業条件とお伺いする中で、県・市の職員、建設業協会の従業員も入って、ふだん経験しないような作業をしなくてはならないわけですね。

そうなってくると、体力は何とか回復しても、トラウマになってくるとと思いますが、

今回のこの予算の中に、そういったメンタルに対するケアは入っていますでしょうか。

渡邊畜産課長 今回の1億2,000万円の中には、メンタルに関する費用は入ってございません。ただ、県としましては、職員厚生課を通じて全ての従事者に対してのメンタルのケアをしております。今のところメンタルで職場に出てこなくなったなどという状況の報告は受けておりません。今回殺処分という直接豚にさわる職員につきましては、基本的には農政部の職員が当たりましたので、それまでにある程度の研修等々を積んでおります。メンタルに対しての対応としては、そのようなことをしております。

山田（七）委員 もしメンタルのケアが発生するのであれば、全ての携わった方に対応してくれるとのことで、非常にありがたいと思っております。

もう一点、これは蕪崎市でも問題になりましたが、埋却した後です。埋却した後に、腐敗が進んだりして、地盤がくぼんでくる中で、上にかけた土が薄くなるとか、そこに水がたまって何か変な病気が発生するのではないかということで、後の処理を非常に心配している方が多くいます。そういった中で、蕪崎の経験も踏まえ、どういうふうに住民等への説明を考えているのか教えてください。

渡邊畜産課長 まず、埋却につきましては、今回の防疫措置をやる前に、地域の住民の方に、しっかり住民説明会をさせていただいております。蕪崎市の場合もそうですけれども、現在山田委員がおっしゃるように、若干くぼんでいるところが確認はできていますが、それについては、家畜保健衛生所と地元で、平らに戻すなど、そういうケアはしていくつもりでございます。

今回の場所につきましては、豚を飼っていた豚舎を潰して、そこに埋却をしております。現状でいきますと、客土が上に1メートル以上、まだ台形のような形になっていきますので、状況を見ながら対応していくこととしております。

山田（七）委員 当然、豚熱が発症した畜産農家のケアも必要ですが、その周りには住民の方もいらっしゃるのです。こういった負のイメージがつくことによって、これからそこに移り住もうとしている方のイメージも悪くなってしまうと思います。問題がないことをしっかりと地域の方に周知をしていただいて、安心して生活ができるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

渡邊畜産課長 委員御指摘のとおり、家畜保健衛生所と市町村が一緒になって、住民の方への御理解をいただくような形で進めてまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第74号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(データ農業推進事業について)

大久保副委員長 農の2ページのデータ農業推進事業について、新しい切り口で農作物の生産性と収益力向上につなげるため、データ農業の技術開発に取り組むという文言が出ておりますが、なかなかイメージがわからないところがありまして、本事業の概要をもう少し深く説明願いたいですが、よろしくお願ひします。

斉藤農政部参事 データ農業推進事業について、まず取り組む品目ですが、果樹ではハウス栽培や露地栽培で、国内外で非常に評価が高くなっているシャインマスカットについて取り組む予定であります。

あと、同じく野菜では、やはり県の中で生産額が大きいハウス栽培のキュウリと露地栽培のナスなど本県の主要品目で技術開発に取り組む予定でございます。

これらの品目を対象として、栽培環境や栽培方法、農家の技術など、さまざまな種類のデータを収集して、解析することによって、品目ごとに、まず高品質で、かつ量が少なくはダメなので、多収、収量を多く、両方を両立できるような技術をデータ農業と呼びますけれども、そういう要因を見える化して、農家の生産性向上につなげるということを目的に、このデータ農業推進事業を実施していきたいと考えております。

大久保副委員長 シャインマスカットも、山梨県ばかりではなく、いろいろと産地も広がってきまして、やはりオンリーワンのブランドが必要かと期待するところが大きいわけですが、まず本事業費は、非常に大きい1億5,300万円ですが、予算の内容について、品目ごとに詳細説明をお願いしたいと思ひます。

斉藤農政部参事 この1億5,300万円余という予算の内訳につきまして、品目ごとに御説明したいと思ひます。

まず、ハウスのキュウリの試験を総合農業技術センターで行う予定でおりますけれども、この試験には、周囲の環境をかなり細かく高度にコントロールする新たなハウスの建設が必要でございまして、このハウスに約1億1,300万円の予算を計上することとしております。

また、先ほどの委員の御質問の中にありましたシャインマスカットですけれども、やはり国内のほかの産地より、いいものをたくさん出していくとのことで、ハウス栽培と露地栽培の両方で、高品質で多収な要因の解析をやっていきたいと思ひます。

具体的には、果樹試験場のハウスと現地の農家さんを使いまして、データ収集を行うために必要となる機器の導入やハウスの改造など、また、露地栽培において特に高品質で多収を既に実現している農家の技術について、どういう内容でやっているのかデータ収集して、解析するための予算としまして3,100万円ほどの予算を見込んでおりま

す。

さらに、露地ナスについても同様に、現地の農家さんのところで技術開発を行う予定でございまして、そちらのほうで900万円ほどの予算を見込んでおります。

大久保副委員長 今説明がありましたように、高品質で収穫量をふやして、農家の所得向上につなげることは大事だと思いますが、技術開発の成果をいち早く普及することを期待しておるわけですけれども、まず、技術開発についてのポイント、一番力を注ぐところと普及に向けた工夫、数多くの農家がある中で具体的にこれだけのお金を使って、どのような成果が出るのかをお聞かせください。

斉藤農政部参事 今回の技術の開発に向けましては、まず試験研究機関である総合農業技術センターと果樹試験場と現地の圃場も使いまして、この3者を同時並行で実証試験を行っていき、より効率的にデータを集めることと、産地を形成しているJAなどとの連携も図る中で、まず、試験研究の成果がしっかりと短期間で出せるように取り組んでいく予定でおります。

また、この事業の成果をデータ収集して、どういう要因があれば高品質で多収が実現できるかを、いち早く分析をしまして、この成果を見える化して、今までは農家さんの経験に頼っていたところを、しっかり数値化をしてデータという形で取りまとめて、その技術をマニュアルづくりという形で体系化をして、農家への普及を迅速に図ってまいりたいと考えております。

大久保副委員長 笛吹市、峡東地域、やはり果樹生産の日本一ですが、高齢化による担い手不足、生産性向上は喫緊の課題で、本県農業の振興に重要であると考えますが、技術開発において、今マニュアルという言葉が出ましたが、定期的に見直しを図るなど、100%を目指してどういう部分で見直していくのかをお伺いして、最後の質問にさせていただきます。

斉藤農政部参事 委員御指摘のように、やはり新しい成果が出たらマニュアルは定期的に見直しをして、それを農家さんへ普及することが非常に重要であります。

まず、今回の事業で出た成果を基に第一弾のマニュアルは作成しますが、新たな試験研究の結果や国・他産地の情報等が入りましたら、迅速に中身を精査しまして、そのノウハウの更新を図って、農家さんへ速やかに普及をしてまいりたいと考えております。

山田（七）委員 私も先日、果樹試験場のスマート農業実証実験に参加させていただいて、実際スマートグラスをかけて粒を切りました。農業経験が全くない私が、赤い粒を切れば良いという指示を得る中で、チョコチョコ切って行って、しっかりとした高品質の出荷をしっかりとできるようなブドウに育っていくとのことで、これからは、たくみのわざを難しく伝承するのではなくて、多くの人にそういったたくみのわざを使っていただきたいということで、これはぜひともやっていただきたいですが、日本は、情報の流出が甘い国で、シャインマスカットやイチゴなど、いろいろな情報が海外へ出ていっています。

今回の技術も、せっかく実証実験が終わって、いよいよしっかりと使えるようになって

たときに、こういう技術が海外へ流出しないような取り組みはどうしているのか教えてください。

斉藤農政部参事 知的財産の海外流出の一番端的な例は、国が開発したシャインマスカットが中国や韓国で、べらぼうにつくられていて、せっかく開発した日本のものが脅かされている事態は現在でもあります。多分ほかの技術についても、大なり小なりそういうものは、今でも起こっているかと思います。

やはり、まずは国内で知的財産としまして、特許などをしっかり取って保護をすると同時に、技術の核心になるところは公開せず、農家にはどんどん伝達をしますが、こういうデータ解析をして、こういうところになったという秘匿の部分は保護をしっかりと、やはり一番技術の核心になるところを外へ出さないようにする取り組みが必要になってくると思います。

それとあわせて、ほかの産地が追いつけないスピードで、もっと新たなものを、今後マニュアルなどをどんどん更新して常にトップとなれるような技術をつくっていくことが必要になってくると思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(農地の転用について)

山田(七)委員 先ほど産業労働部のところでもお話をさせていただきましたが、農地の転用について質問させていただきます。

コロナ禍で経済がかなり下がっていますが、K字回復という中で、右肩上がりの企業が電子機械産業、要は製造業です。そういった中で、蕪崎市は、企業誘致がうまくいったところで、製造業が結構あります。

この空前の受注を何とか生かしたいという中で、増床をしていきたい、設備投資をしていきたいということで、隣にある土地に工場をつくりたいという話になると、そこは農地ですと。いろいろな作物をつくっている優良な農地であるなら、私もそこはちょっとまずいって話になりますが、耕作が放棄されていて草ぼうぼうであると。管理もされていない中で、そこを何とか工業用の用地にしたい、駐車場にしたいとなると、やっぱりそこに農振がひっかかって、なかなか転用ができていないのが現状です。

当然県内の農業を守るという中で、いたずらに農地を宅地や工業用地にしていいのか、そういったことを一遍やれば、なし崩し的にどんどん農地がなくなってしまう懸念もありますが、設備投資ができなくて製造業の受注ができないよって言ったときに、その部分だけ違うところに行くのだったらいいけれど、下手するとそっくり持っていかれてし

もうという状況があるんですよ。民間の企業は必死です。

そういった中で、ぜひとも工場の増床をしていきたいという中で、できれば農政部も産業労働部としっかりと連携をとった中で、市町村や市町村の農業委員会などがしっかりと決めているとは思いますが、もう少し転用がしやすいような流れにぜひともしていただきたいと思います、その辺どのようにお考えでしょうか。

雨宮農村振興課長 ただいま委員御指摘のありましたとおり、農地を農地以外に利用する場合には、農振法に基づく農振除外、それから農地法に基づく農地転用の手続きがどうしても必要になってまいります。我々も優良農地を守っていくという立場において、その手続きは外すことができない手続きでございます。

農振除外につきましては、県に農振計画の変更協議を行うわけですが、提出までの間に市町村におきまして、農振除外の要件の整理を行う必要がございます。その後に出てくるのが転用許可の手続きで、こうした手続きに時間を要してしまうので、なかなかすぐには転用許可には至らないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、計画が出たところで、地元からの意向になるべく迅速に対応できるように、産業労働部成長産業推進課と連携を密にしまして、業務を進めてまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

山田（七）委員 こちらこそぜひともよろしくお願ひいたします。

（富士の介について）

臼井委員 昨日一般質問で富士の介の生産振興とブランド力の強化、あるいは高付加価値化についてお尋ねをさせていただきました。知事の御答弁の中で、ブランドの強化あるいは高付加価値化という意味で、餌で富士の介にビタミンDを増強させるという話がございましたけれども、この意義と内容についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

近藤食糧花き水産課長 富士の介のブランド力強化という中でのビタミンDの増加でございますけれども、この研究は、本県ならではのワイン醸造の副産物であるブドウの絞りかすなどを餌に混合して投与することとあわせて、キノコや魚油、魚の油ですけれども、これらの原料についても検討するなど、魚体のビタミンD含有量を増加させる餌の研究を行うこととしてございます。あわせて、魚体の部位のビタミンDの分析も実施することにしております。

臼井委員 ビタミンDをふやすのは、何か意味があるのでしょうか。

近藤食糧花き水産課長 もともとサケ・マス類にはビタミンDが多くあると言われてございまして、さらにこのビタミンDをふやすことによって、富士の介のブランド価値を高めて、強化を図っていければということで研究するものでございます。

臼井委員 今、全国で富士の介のようないわゆる御当地サーモンが非常に数多く存在していると

ところで、非常に人気のある御当地サーモンも地域によってはあると聞いています。

富士の介に関しても、御当地サーモンの中で唯一キングサーモンの血を引くということで、非常に市場の中でも人気が高いといわれている中で、山梨県内だけでなく、県外のニーズも含めると、今のビタミンDの話もそうかもしれませんが、例えば大きさも、もう少し大きいものが必要じゃないかとか、今ぐらいがいいんじゃないかとか、結局、買う方のニーズだと思いますが、そういった味などいろんなニーズがあろうかと思いません。競合の激しい御当地サーモンですから、しっかりと県が細やかにそのニーズに応えていく必要があるかと思えますけれども、その点についてお考えを伺います。

近藤食糧花き水産課長 委員御指摘のとおり、富士の介につきましては、さまざまなニーズがあることは承知をしてございます。特に、サイズにつきましては、富士の介の出荷基準1.5キロ以上で設定していますが、取り扱いの多い実需者さんは、3キロ以上の大きな富士の介を要望されていたり、一方、規模の小さい飲食店や小売店などからは、2キロ程度の富士の介の要望もあるということで、さまざまなニーズがございまして。

このような中、県としましては、生産者の皆さんを初め、市場関係者など実需者の皆様からも幅広く御意見を伺いながら、生産者と実需者のマッチングを図るとともに、需要に応じた生産拡大を支援するなど、多様なニーズに的確に対応していきたいと考えております。

臼井委員

キングサーモンの血を引くとのことで、味はもちろんですけれども、大きさについてもある程度の対応、養殖場の生産体制にもよろうかと思えますが、キングサーモンの場合、大きさについても対応ができる可能性は多分にあるかと思っておりますので、ぜひ引き続きいろいろ検討していただき、養殖場の皆様と一緒に御対応を考えていただきたいと思っております。

10年かけてつくった富士の介ですので、非常にポテンシャルの高い魚と聞いています。地域活性化の一つの柱になるかと思っておりますので、ぜひ今後県には明確なビジョンやプランを明確に見えるように打ち出していただき、生産者の方々、あるいは販売業者の方々にもしっかりとお示ししていただく必要があると思っておりますので、その点を最後にお聞きしたいと思っております。

近藤食糧花き水産課長 委員御指摘のとおり、この富士の介につきましては、将来にわたって全国の揺るぎない高級ブランド魚として確立をしていきたいと考えておりました、大きさの問題や、さらなる需要拡大対策につきましては、関係する生産者、実需者の皆様から御意見をいただく中で、しっかりと達成できればと考えております。よろしくお願いたします。

(食肉流通センターの牛肉混入事案について)

飯島委員

昨日の私の一般質問でもお答えいただきましたが、一般質問ではなかなかほかの質問もあって、細かいところまでお伺いできないこともありましたので、食肉流通センターの牛肉混入事案についてお伺いしたいと思っております。

きのうも申し上げましたが、リベラル山梨で5月25日に流通センターに視察に行ったときには、渡邊畜産課長を初め、丁寧な御対応をいただきまして本当に勉強になりました。改めて御礼申し上げる次第です。

まず、どうしてこの牛肉混入事案が起きたのか、これをもう一回聞きたいです。

渡邊畜産課長 まずこの牛肉の混入事案の要因でございます。第三者委員会から報告を受けておりまして、当事者は営業部の社員が1名だったということでございます。その社員が日ごろから在庫管理に対して上司から叱責を受けておりまして、コロナで流通が滞ったその在庫管理のために、消費期限切れを回避するために混入したことが主な要因と報告されてございます。

またこの第三者委員会の報告書でいきますと、別のこともわかるようになりまして、在庫を抱えてしまうセンターの現状の仕入れ形態とか、加工に回ったところの在庫管理の不徹底等が挙げられておりました。

飯島委員 きんのうもおおよその説明を受けましたが、細かいところを今伺いまして、ありがとうございました。

それで今課長からお話がありました第三者委員会の報告書ですが、プライベートのことで、ちょっと伏せてあるところもありますが、これは今後も公表されないのですか。

渡邊畜産課長 第三者委員会の報告書につきましては、私どもの4月28日の取締役会において、その報告書をもとに再建策を検討しましたが、実はそこでも黒塗りでございました。私たちも、会議で配付はされましたが、文脈から全て社員が特定してしまいますので、個人情報の関係から取締役会の後も回収をされたところでございます。

しかしながら、会社として包み隠さず全てを公表するというところでございましたので、4月30日にはその概要版を記者発表するという形でオープンにしているところでございます。

飯島委員 準公文書みたいなものだと私は思いますが、公文書の扱いとか公表の是非とか、こういう案件は県民も注意深く見ていますし、今後なるべくオープンにさせていただけたらという要望をしておきたいと思っております。

それで、再発防止策、コンプライアンスの問題、在庫管理など、先ほどおっしゃっていただきました。もう少し具体的な内容をお聞きできればと思います。

渡邊畜産課長 まず、第三者委員会で本事案の違反の可能性、いろんな法律の違反の可能性もありますが、当事者の意識の欠如があつて、まずは社員の心構えや倫理感を、もうこれは変えるしかなくて、これを可能とするのは教育しかないという言葉が書かれておりました。

センターとしましても、倫理感やハラスメント等の社員教育をしっかり徹底することから取り組んでおりまして、また、コンプライアンスを担当する外部の役員を入れたほうが良いというお言葉もありましたので、その検討もしていますし、あとは会社を立て直すための経営大綱の見直し等々にも取り込むこととしております。

また、流通システムの改善につきましては、無制限に買い付け販売をするのではなく、限度量を設定するなど、あとはスライス部分になってしまうと今まではバーコード管理もできませんでしたが、その部分でのバーコードの導入、あとは在庫管理部門の部署を新設するなど、そういう対応を今検討しているところでございます。

飯島委員 細かくありがとうございました。

やっぱり県の出資法人でもあるので、責任を感じている県民は多いと思います。起きた問題なので、まずは、今後の再発防止を念頭にこれから進んでいってほしいと思いますが、さりとてこの事件が起きたので、その職員の責任、センターとしての責任、あるいは原因になっている職員の処分については、どういうふう考えたらいいですか。

渡邊畜産課長 職員の処分につきましては、実は第三者委員会では、会社が設置いたします賞罰委員会に委ねるということになってございます。基本的にはお手盛り感がないような形で外部の方を入れて、しっかり賞罰委員会を開催するよということ、現在、食品表示法や牛トレーサビリティ法等々の調査をさせていただいているところでございまして、その結果が出次第、賞罰委員会を開催するよということで準備は進めております。

飯島委員 職員がお気の毒という感じもしないではないです。しかしながら、やっぱりけじめという部分では、しっかりやっていただきながら、そして正直私も初めて視察に行つて、県民の貴重な食材を扱つて、高いスキルと忍耐の必要なすばらしい職場だとわかりましたので、ぜひまた信頼を勝ち得るように頑張つていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほども山田委員からも話がありましたけど、豚熱の処理について、県の職員がいろいろ御苦労されたということも含めて再発防止ということでお伺いします。

この豚熱の経緯と防疫対策はどのように行ったのか、お願いします。

渡邊畜産課長 中央市で発生いたしました豚熱の経緯としましては、先ほども触れましたが、先月10日に子豚がいっぱい死んでいるとの通報がございました。そこで、東部の家畜保健衛生所で豚熱のPCR検査をしまして、県の検査では10日に陽性が確認されました。11日に農研機構という小平市にあります国の検査機関に検体を送りまして、夕方6時にその判定が出たところでございます。

県といたしましては、6時半に県の対策本部を開催し、夜の8時から防疫措置を開始したところでございます。14日には全ての殺処分を完了いたしまして、17日には全ての豚と汚染物品を埋却し、18日に畜舎の消毒等々を終えて、約1週間かけて防疫措置が完了したところでございます。

防疫体制につきましては、県職員約2,700名、延べですけれども、あと中央市や建設業協会の皆様の協力を得まして、3,500人体制で措置をしたところでございます。

飯島委員 短期間での人海戦術、本当にお疲れさまでした。ぜひ再発防止に向けて取り組んでいただければと思います。

あと、養豚経営者も困っている人がいると思います。ワクチンを接種したにもかかわらず発生したとのことですが、これを原因究明しないと今後も養豚農家が不安になると思います。その辺はどのように対応しているのでしょうか。

渡邊畜産課長 ワクチンの話でございますが、まず原因究明につきましては、国の防疫対策チームが入っていただいて、今後明らかになります。ワクチンですが、山梨県では令和元年11月からワクチンを接種することができるようになりまして、全ての農家とイノシシの飼養者にワクチンを打ってございます。その後も、次々に生まれる子豚にワクチンを継続的に打っている状況でございますが、ワクチンはお母さんからの移行抗体というものがございまして、乳を飲み終わった30日以降に打つのが望ましいとのことございまして、当初はその日数で打っていました。今度、お母さんにもワクチンを打っていると移行抗体が30日だとまた残っていてワクチンがきかないことがわかりまして、国が50日から60日が望ましいとの数字を示しましたので、県もそこで打っております。

今回も、ワクチンを打った直後の豚、もしくはこれから打とうとした豚が豚熱にかかったということでございまして、ちょうどそのすき間での発生でございまして、ワクチンを接種するタイミング、その効果があらわれるまでのタイミングが、どうしても難しいというものを実感したところでございます。

飯島委員 人間も新型コロナウイルスのワクチンを今やっていますが、1回目、2回目、副作用等、豚も同じですが、ワクチンの大変さはよくわかりました。専門的な分野なので、これもきめ細かく周知していただくのがいいかと思えます。

再建指導も含めて、発生した農場への対応はどんな感じでしょうか。

渡邊畜産課長 今回の発生農場の方が、再建に強い意欲をお示しいただいています。そういう中で、一日も早く経営再建ができるように、県では今月10日にその相談に応じる支援チームを立ち上げてございます。家畜保健衛生所や普及センター、あとは農務事務所等々も含めて立ち上げて、実はきょうも午前中、そのチームが行って親身になっているようなお話を聞いてきているところでございます。農家の意向に寄り添いまして、まずは殺処分した家畜に対する国からの手当金、それに加えまして、営農を再開する場合の家畜の導入などに対する互助基金の活用、あとは低利の資金の活用等についてきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

飯島委員 流通センターあるいは豚熱について丁寧にありがとうございました。先ほども精神的な、このショッキングな対応に対し尾を引くという話もありました。県民の食肉の供給にかかわる問題でありますので、ぜひ支援チームで農場への手厚いケアをしていただきたいと思えます。

渡邊畜産課長 食肉の安定供給に向けまして、まずは畜産振興をしっかりしていくことと、引き続き緊張感を持って家畜伝染病の対策も万全に行っていきたいと考えております。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(丘の公園について)

山田(一)委員 4月の委員会のときにも話をしましたが、まず電気事業会計は非常に優秀であるし、温泉のことも聞きましたが、今コロナもあって、丘の公園の現状についてお聞きしたいと思います。

雨宮企業局総務課長 丘の公園の現状でございますけれども、今年度に入りまして、4月、5月、6月と経過しようとしておりますが、4月につきましては、特にゴルフ場事業につきましては、屋外ということもございまして大変好調で、一昨年度令和元年度と比べて、同じような数字を記録しております。

一方で、まきば公園にあるまきばレストランにつきましては、かねてから団体客が多い状況でございますので、バスツアー等がコロナの関係で中止、見合わせという形になっておりますので、大幅に落ち込んでいる状況でございます。

それ以外のレジャー事業を含めた丘の公園全体といたしましては、一昨年度令和元年度と比べますと、4月は利用者数にして約67%前後、5月は若干盛り返しましたけれども、67%前後ということで、大変厳しい状況が続いております。

今後、ワクチンの状況も踏まえて、夏以降反転攻勢できるよう、県としてもいろんな手段を使いまして、テレビコマーシャルあるいはFM甲府でのPR等、積極的にPR活動を展開する中で利用客がふえるように努力しているところでございます。

山田(一)委員 そうしますと、いわゆる指定管理者に対するお金、約1億5,000万円の減額については現在どんな状況を考えていますでしょうか。

雨宮企業局総務課長 現在のところ、指定管理者の資金繰りにつきましては、当面乗り切れる状況でございます。ただ、利用者全体としては、4月、5月、6月にかけても落ち込んでいる状況ですので、今後の状況を見きわめる中で、指定管理者から私ども県にいただく納入金につきまして検討をしていきたいと思っております。今の段階では、まだ減額等をする状況にはないと考えております。

(温泉使用料の減免について)

大久保副委員長 済みません。石和温泉の件で、3月まではホテル・旅館の基本料金超過分は減免がありました。4月からまた元へ戻ったということで、今後の方針といたしまして、まだ厳しい状況に変わりはないのですが、そこら辺の御所見をお願いしたいです。

雨宮企業局総務課長 石和温泉につきましては、同じようにコロナの影響を受けて、4月は若干盛り返しつつありましたが、4月25日の緊急事態宣言後、お客様の入りが若干落ち込んだ状況がございまして、先日開催しました石和温泉の運営協議会の中でも、ホテル・旅館の皆様から減額についての要望をいただいたところがございます。

局内で検討をさせていただきました結果、前年度2回にわたり、緊急事態宣言下で減額をしたところがございますが、その時点と若干違うところがございます。温泉使用料が減ってしまったホテル・旅館もありますが、一方で個人客の利用を中心としたようなホテル・旅館については、一昨年度に比べても遜色ないような数字を上げて、逆にプラスになっているようなホテル・旅館もあり、そういった形で使用料自体が一律に落ちているわけではない状況が1点ございます。

さらに、当時は緊急事態宣言が発令されてすぐであったり、あるいはことしの1月の2回目の緊急事態宣言下では、観光施策がまだ実施されていなかったり、あるいはストップしてしまったような状況の中で、県庁全体としてホテル・旅館への支援ということで減額という形をとらせていただきました。

その状況と比べると、県全体としてホテル・旅館の皆様にも市とあわせて諸施策を実施している状況でございますので、今、長い閉塞感の中で苦しい状況であることは重々承知していますが、私たちも温泉事業会計を営む中で、事業会計の赤字がないように努める必要もございまして、もう少し状況を見きわめた中で、もし必要があれば、また検討させていただきますが、今現在としては、減額等をする予定はございません。

大久保副委員長 当然企業会計ですから、黒字にならなきゃいけないですが、こういった状況ですし、第5波の状況、県民割もかなり低調ということもあるので、状況を見ながらまた検討いただくというお答えをいただいたので、そういう時期になりましたら、ぜひ考慮いただきたいと思います。

雨宮企業局総務課長 委員御指摘の点を踏まえまして、ホテル・旅館の皆様の状況を逐一見きわめる中で、また御要望等、御意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

主な質疑等 観光文化部関係

※所管事項

質疑

(飯島委員からの質問について)

鷹野委員長 この際申し上げます。本日の委員会における観光文化部の審査の際、飯島委員から質問がありました件について、執行部から説明いたしたい旨の申し出がございましたので、これを受けることといたします。

三井観光振興課長 それでは、飯島委員より御質問いただいた件につきまして回答を申し上げたいと思います。

まず、先ほど回答ができなかったことをおわび申し上げたいと思います。

それでは、まず1番目の御質問でございますが、教育旅行998万円について、これが前年度の課別説明書にはないという御指摘をいただきました。

それで、こちらで改めて確認をさせていただきましたが、こちらについては、予備費対応をさせていただいております。なぜ予備費対応かと申しますと、昨年度は、やはりコロナの関係もございまして、首都圏への教育旅行の目的地を変更する動きがございました。また、「バイ・ふじのくに」の連携をする中で、静岡県から本県への教育旅行の需要が見込まれました。さらに、既に首都圏近郊の県で教育旅行を誘致する動きが始まっております。本県への取り込みを考えるときに、早急に対応する必要があったために、予備費対応とさせていただいたところでございます。

1問目につきましては、以上です。よろしいでしょうか。

飯島委員 御説明ありがとうございます。

では、課別説明書にはなくて予備費の中から流用したということですね。そうすると、今おっしゃったように首都圏あるいは静岡県から教育旅行のオファーがあって、早急に対応しなければいけなかったと思いますが、私は、2020年度の地域連携DMO事業費の2,770万5,000円の中の一部という感覚だったのですが、そうではないということでしょうか。

三井観光振興課長 そのとおりでございます。

飯島委員 そうすると、この2,770万5,000円は、1年前ですけれど、課別説明書のとおりに履行したという解釈でいいですか。

三井観光振興課長 こちらにつきましては、当初予定をしていたワークショップなどにつきましては、コロナによって回数が減ったと聞いております。

飯島委員 ちょっと済みません。理解ができなかったもので、もう一度私が誤解しているかもしれないので申し上げますと、2,770万5,000円の地域連携DMO事業費が課別説明書に載っていました。それとニアイコールで、やまなし観光推進機構に998万8,000円で発注している事業があったので、私はその2,770万5,000円の中の一部だと、相手先もやまなし観光推進機構なのでそう思っていました。だけど、今の御指摘だと、この998万8,000円は全く別物で、予算も計上してなくて予備費で充当したと。それから、2,770万5,000円については別途履行したと。こういうことですか。

三井観光振興課長 大変申しわけございません。そのとおりでございます。

飯島委員 じゃあどうぞ、次にいってください。

三井観光振興課長 2番目の御質問でございますが、国際観光推進費3,000万円のうち1,100万円を随意契約していますが、残りはということで御指摘をいただいたところでございます。

まず、この1,100万円につきましては、これは令和元年の2月補正で計上させていただきました観光需要喚起緊急対策事業の一部でございます。これによりまして、中国のトリップ・ドット・コムと連携した海外OTA連携プロモーション事業を実施したところでございます。

飯島委員 この1,100万円については、令和2年の5月に契約していますね。さきほど、令和元年度の予算とおっしゃいましたが、令和2年5月20日にOTAと契約している。ちょっと時侯が合わない気がしますが。

三井観光振興課長 言葉が足らずに大変申しわけございません。令和元年度の2月補正で繰り越しをさせていただいて、こちらの契約となっております。

飯島委員 そうすると、最初の話と似ているところがありますが、2020年の9月の補正予算で、国際観光推進費として3,000万円、これは中国大手のオンライン旅行会社と契約をしたと思いますが、これは履行されているんですね。

三井観光振興課長 そちらについても、令和2年度の9月補正で3,000万円を計上させていただき、全額繰り越しをさせていただきまして、ことし契約を締結したところでございます。

飯島委員 申しわけございません、ちょっと整理したいのですが、3,000万円については9月補正でやって履行したと。1,100万円については令和元年度の当初予算に載っているけれど……。

三井観光振興課長 2月補正でございます。

飯島委員 2月ね、令和2年度の予算に載っているということですね。この課別説明書はどこかにあるわけですね。

三井観光振興課長 ございます。こちらについては、観光需要喚起緊急対策事業ということで、課別説明書にはございます。

飯島委員 済みません、整理すると、この1,100万円については課別説明書はなしと。これは先ほど予備費から充当したという理解でいいですか。

三井観光振興課長 1,100万円は2月補正で明許繰越をさせていただきまして、次年度の執行にさせていただきます。

飯島委員　　それで、この1,100万円、随意契約ですよ。私も契約のルールや形式など全部がわからないですが、1,100万円の随意契約ってどうなのかなと思いますけれど、この随意契約正当性というか、理由は何かありますか。

三井観光振興課長　トリップ・ドット・コムという中国最大手の旅行会社と契約をさせていただきました。こちらの会社につきましては、中国本土で3億人以上の会員を持つ中国最大手のオンラインの旅行代理店でございます。こちらの会社では、オンラインライブ配信を通じて3億人の会員、1日当たり1,000万人に情報を配信しているということでございます。さらに、この会社につきましては国際展開をしているということもございまして、特に本県をPRするのに非常に有効な会社であるという判断のもと、随意契約を行ったところでございます。

飯島委員　　今説明いただいた資料は私も持っています。3億人以上の会員を持つ中国最大のオンライン旅行代理店のサイトであると。訪日中国人約736万人のうち50%がここを利用して信頼性があることはわかります。でも、随意契約でいいのかは別問題だと思います。その辺をどう理解してやられたのか、私は理解できないので説明してもらいたいです。

三井観光振興課長　こちらのトリップ・ドット・コムを契約先とさせていただく前に、ほかの中国の同じようなオンラインの旅行代理店も調べさせていただきました。

その中で、第2位の会社がありましたけれども、そこが約3分の1の会員だったというのと、中国国内で展開をしていて、海外に法人を持っていないということがございました。

そういうところも検討材料の一つとさせていただきまして、トリップ・ドット・コムを随意契約の相手方とさせていただいたところでございます。

飯島委員　　もちろん信頼できるところはよくわかりますけれど、誤解を招くような契約に映るわけです。だから、その辺が私もちょっとどうなのかなと。時間もあるので、それはまた検討させていただきます。

では、最後のアイオワ州と四川省のところをお願いします。

三井観光振興課長　アイオワ州の60周年、四川省の35周年、予算額の違いということで御指摘をいただいたところでございますが、まず、こちらにつきましては、国際戦略グループで所管をしているところでございまして、大変申しわけございませんが、私からは概要のみでございますが、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、アメリカ・アイオワ州について、予算額が650万円ですが、これは受け入れのみの金額でございまして、約10人分の宿泊費と現地でのレセプション代ということで積算をしている中の650万円でございます。

中国・四川省については、派遣と受け入れの両方の積算をしております。さらに人数

令和3年6月定例会農政産業観光委員会会議録①  
につきましては、300人規模の派遣を考えているということでございまして、それで2,000万円を超える積算となっているところでございます。

飯島委員 内訳は大体わかりました。そうすると、四川省には300人ぐらい派遣するというお答えですが、アイオワ州にはその派遣の費用は入っていないということですか。

三井観光振興課長 そうでございます。

飯島委員 では逆に、その派遣に関する費用はどこにあるんですか。

三井観光振興課長 大変申しわけありません。そこら辺については、私のほうで責任のある答弁ができないものですから、申しわけございませんが、国際戦略グループにお問い合わせいただければと思います。

飯島委員 三井課長とは違う所管だとわかりましたが、アメリカと中国とあって、一方は派遣費用も含めていて、一方は別の予算を組む、おかしくないですか。理解できないです。それは三井課長と違う所管ということなので、私はまたその所管に聞いてみなければいけないと思いますけれど、おかしいと思いませんか。

では、私が先ほど想像で言った、2020年はコロナウイルスで実施されなかったから2021年の当初予算で、やはりアイオワの60周年と四川省の35周年が盛り込まれていますけど、それぞれ500万円、200万円の上乗せの理由を教えてください。

三井観光振興課長 大変申しわけありませんが、増額についてのことは、所管の国際戦略グループにお問い合わせいただきたいと思います。申しわけございません。

飯島委員 わかったこともありますが、ちょっとおかしいこともわかりました。もちろん横断的に部署を超えていろいろかかわっていると思いますが、それであるならば、例えばアイオワ州の締結60周年、四川省の35周年記念の事業については、ここの課別説明書とここの課別説明書を足してこうなるよとか、そういう説明があつてしかるべきだと思います。それが今の説明だと四川省は派遣職員300人の費用も入っている。一方、アイオワ州は入っていないで、どこかにあろうかと、それはおかしいです、どうしてこういうことをするのか。三井課長でなければどこに聞けばいいですか。

鷹野委員長 一旦休憩いたします。

(「赤岡観光文化部長を呼ぶべき」の声あり)

(赤岡観光文化部長入室後、委員会再開)

鷹野委員長 休憩前に引き続きまして再開いたします。

赤岡観光文化部長 ただいま三井課長から説明を受けました。過年度事業についての説明ができなかったということでございます。現在この事業が知事政策局に移管をしたということですが、所管していた当時のことといえば観光文化部でございましたので、説明すべきであつたらうと思ひます。大変申しわけございませんでした。

昨年度の状況につきましては、私どもが現在で承知している範囲でお答えをさせていただきたいと考えてございます。大変申しわけございませんでした。

鷹野委員長 ただいま赤岡部長から答弁いただいたわけでありすけれども、説明できない部分については所管外とのことで、現在の所管である知事政策局から説明をいただきたいと……。

(「合同でやってもらいましょう、そうでないと答えが出ないでしょう」の声あり)

鷹野委員長 合同で説明をいただける機会をつくっていただきたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

赤岡観光文化部長 それは委員会でそういう指示がございましたら、議会事務局と相談をさせていただいて、そのような対応をさせていただきたいと思ひます。

鷹野委員長 今の進め方でよろしいですか。

(「日程は委員長に任せます」の声あり)

鷹野委員長 委員の皆様にお諮りします。ただいまの進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鷹野委員長 日時等につきましては、追つて議会事務局のほうで進めた内容で委員の皆様にはお示ししたいと思ひます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

鷹野委員長 よろしくお願ひいたします。  
以上で質問を打ち切ります。

- その他
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
  - ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。

令和3年6月定例会農政産業観光委員会会議録①

- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・ 県外調査を今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視する中で、8月下旬から9月上旬に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

農政産業観光委員長 鷹野 一雄